

旭南市営住宅 11、12号棟水道メーター取替修繕 仕様書

本仕様書では、甲とは秋田市をいい、乙とは受注者をいう。

- 1 名称 旭南市営住宅 11、12号棟水道メーター取替修繕
- 2 履行場所 秋田市旭南一丁目8番 旭南市営住宅 11、12号棟
- 3 履行期間 契約日から令和8年8月21日（金）まで
- 4 業務目的
本修繕は、計量法第72条および計量法施行令第18条に基づき、有効期限（8年）が満了となる水道メーターの取替をするものである。

5 修繕内容

(1) 水道メーター取替（42箇所）

団地名	棟番号	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	合計 箇所数	
旭南市 営住宅	11号棟 (17戸)	5	6	6	/					17	
	12号棟 (23戸)	/		4	4	4	3	3	3	2	23
	共用栓	1	/								1
	集会所	/								1	1

(2) 仕様

次のアおよびイは取替えを行い、ウは再利用すること。

ア SD20×41個（パッキン含む）、SDL13×1個（パッキン含む）

イ メーター前後の保温材

(1) SD20前後の保温材（50cm程度、ロックウール）20mm、アルミガラスクロス仕上げ

(2) SDL13前後の保温材（50cm程度、ロックウール）20mm、ポリエチレンフィルム・アルミガラスクロス仕上げ

ウ メーター用保温カバー

(1) 20mm用 41箇所

(2) 13mm用 1箇所

6 修繕における特記事項

- (1) 発注前に現地を調査し、型番を確認すること。
- (2) 施工後は通水試験を行い、メータークロスの防止、出水不良および濁水等を確認すること。
- (3) メータークロスを防止するため、各戸と当該メーターの整合を確認すること。
- (4) 施工前と施工後のメーター読みおよびメーター器差成績表を、甲に提出すること。
- (5) 入居者へ事前および事後の修繕（断水）を、書面により連絡すること。
- (6) 取替をしたメーターの蓋上部およびメーター用保温カバーには、必ず室号表示をすること。
- (7) メーターの製造番号が部屋番号順となるよう施工すること。
- (8) メーターの向きに注意して施工すること。

7 法令等の遵守

乙は、本修繕の実施に当たっては、法令および条例等を遵守しなければならない。

8 守秘義務

乙は、本修繕の実施過程で知り得た秘密を甲の許可なしに第三者に漏らしてはならない。本修繕終了後も同様とする。

9 成果物

本修繕の成果物は次の通りとし、1部およびPDFデータ（CD-R）を提出することとする。

- (1) 修繕完成写真
- (2) その他甲乙協議の上、必要と認められる資料等

10 検査

本修繕は、甲の検査合格をもって完了とする。

11 その他

本修繕を履行するに当たり、定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定め業務を進めるものとする。